

## 通 知 書

2015年6月1日

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社セラマ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高 嶋 英 弘（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

F A X 075-251-1003

（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人が、貴社を債務者として申し立てた平成27年（ヲ）第9号間接強制申立事件につき、平成27年5月11日付けで、申立てを認める決定がなされています。

同決定では、貴社は、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでに解約する場合、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で、60円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額及び14,27円に契約月数を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならないとする（主文第1項）ほか、貴社に対して、第1項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙

を廃棄すること（同第2項）、貴社の従業員らに対し、貴社が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び第2項記載の契約書用紙を廃棄すべきことを指示すること（同第3項）を命じています。

そして、貴社が上記決定の送達の日翌日までに第2項及び第3項記載の義務を履行しないときは、貴社は当NPO法人に対し、同決定の送達の日翌々日から履行済みまで1日につき金3万円の割合による金員を支払うものとされています（同第5項）。

つきましては、本書到達後1週間以内に、下記①ないし③の事項につき、当NPO法人までご回答下さい。なお、回答の有無及び回答内容は公表します。

- ① 貴社において、上記決定の送達の日翌日までに、同決定主文第1項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄したか否か、廃棄したのであればその日及び内容
- ② 貴社において、同決定の送達の日翌日までに、貴社の従業員らに対し、貴社が同第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び同第2項記載の契約書用紙を廃棄すべきことを指示したか否か、指示したのであればその日及び内容
- ③ 上記①及び②の問い合わせに対し、契約書用紙の破棄、従業員らへの指示を行ったと回答する場合には、それらの事実を示す資料をご提出ください

上記各問い合わせにつきご回答いただけない場合は、貴社において上記決定で命じられた措置がとられていないものと判断して、同決定主文第5項に基づき、違約金の強制執行を申し立てることがありますので念のため申し添えます。